

花巻市排水設備工事指定店講習会

目 次

- | | | |
|---|--|---------|
| 1 | 排水設備工事について | P1～P3 |
| 2 | 公共ますの設置申請について | P4～P8 |
| 3 | 水洗化支援制度について | P9～P10 |
| 4 | 浄化槽に関する補助金交付制度について | P11～P27 |
| 5 | 責任技術者の変更（新規・継続・削除）に伴う
「排水設備工事指定店異動届」の提出について | P28 |

連絡先

花巻市役所 建設部 下水道課

- ・その他の水洗化支援制度、排水設備工事関連、
公共ますの設置の届等について
- ・融資あっせん制度について

維持普及係 TEL : 0198-41-3564

排水設備工事について

1. 排水設備計画確認申請について

【 申請書 】

- ① パソコン印刷以外の申請書の記載は、ボールペン等で行い、鉛筆は使用しない。
- ② 申請者押印は、申請者本人の印鑑を使用する。
- ③ 2部とも朱肉押印とし、カラーコピーは使用しない。
- ④ 記載内容を訂正する場合は訂正印により行い、修正液・修正テープは使用しない。
また、その訂正印は申請者印と同じものによる。
- ⑤ 申請者の氏名が難しい漢字の場合は略字の記載でもよいが、市からの確認通知書は難しい漢字で交付するので、略字の場合はその旨申し出る。
(渡邊 渡邊 齋藤 齊藤 曾我 黒澤 静 榮 國)
- ⑥ 「土地所有者の承諾」欄及び、「排水設備の使用承諾」欄は、土地所有者又は既存排水設備の使用者が申請者と違う場合に記載、押印が必要。
- ⑦ 申請年月日を記入すること。

【 添付平図面 】

- ① 敷地に対する建物レイアウトを確認のため、必ず隣地境界線を表示。
- ② 車両通行等により汚水ます蓋に大きな荷重がかかる場合は、荷重に応じた防護蓋とし、平図面に表示。
 - 塩ビ製蓋 (T2)
宅地内及び通行量の少ない通路・駐車場
 - 鉄製蓋 (T2)
砂利敷の通路及び宅地内駐車場
 - 防護蓋 (T8)
歩道、宅地内等で総重量 8 トを超える大型車両の通行なし
 - 防護蓋 (T14)
大型車の少ない道路で総重量 14 トを超える大型車両の通行なし
 - 防護蓋 (T25)
道路一般で総重量 14 トを超える大型車両が通行する。

2. 技術基準について

関係法令及び花巻市例規によるほか、公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道排水設備指針と解析」又は、「公益社団法人岩手県下水道公社発行の講習会テキスト」等による。

【排水管材質】

- ① 材質は、耐圧強度、耐震性、耐食性、可とう性、耐摩耗性等に問題のない、日本工業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)、日本下水道協会規格(JSWAS)、日本水道協会企画(JWWA)、空気調和・衛生工学会規格(SHASE-S)等の製品とする。
- ② 規定の土被りを確保できない場合は、さや管等での防護を講じる。
- ③ 屋外に露出する配管部はV P管等とし、凍結、劣化及び損傷防止の保護措置を講じる。

【屋内排水設備】

- ① 屋外の足洗い場の接続は、屋根等により雨水が入らない場合であり、足洗い場底部に、深さ15cm以上の泥だめを設ける。
- ② 防臭装置の封水がサイフォン作用、又は逆圧によって破られる恐れがある場合は、通気管を設ける。
- ③ 大便器の排水管に小便器等の排水管を接続する場合は、管径Φ100とし、通気管を設ける。
- ④ 床下集合配管システム(排水ヘッダー)は、便所排水と雑排水の別系統が望ましいが、同系統でも可とする。
 - ・ 確認申請書に排水ヘッダーの仕様書(カタログ等)を添付。
 - ・ 排水ヘッダーの掃除口、点検口の上部に、維持管理用の床下点検口を設置。
 - ・ 便所排水と雑排水の同系統の場合は、通気口を設置。
 - ・ 排水ヘッダー及び床下配管は、傾斜、転倒、中だるみが生じないよう強固に支持、固定。
 - ・ 2個以上の排水ヘッダーの直列接続は不可。
 - ・ 排水ヘッダー本体及び、配管は空間に設置し、埋設は不可。
- ⑤ 阻集器は目的に合ったものを選定し、直近下流1.0m以内に管理用汚水ますの設置とするが、トラップ機能を有しない阻集器の場合は、トラップますとする。
 - ・ ガラス阻集器 (中華料理店、和洋式レストラン、そば・うどん店、軽食・喫茶、社員食堂、学校給食室、惣菜屋、魚介類加工販売業、肉類加工販売業、スーパーマーケット、デパート、旅館、ホテル等)

ガラス阻集器容量算定で用いる各因子の類似食種

中国(中華)料理 → 焼き肉店も同様

洋食 → ピザ屋も同様

和食 → 焼き鳥店、居酒屋、老人福祉施設も同様

軽食 → パン屋、菓子店も同様

喫茶 → スナックも同様

ファーストフード → コンビニストアも同様

社員・従業員用 → 下宿屋、社員寮、学生食堂、調理実習室も同様

- ・オイル阻集器 (給油施設、機械式駐車場、営業用洗車場、自動車修理工場等)
- ・プラスチック阻集器 (歯科医院の歯科技工室、外科医院の外科キブス室)
- ・ランドリー阻集器 (営業用洗濯場等)
- ・砂阻集器 (土砂、セメント等を使用する事業場、工事現場等)
- ・毛髪阻集器 (美容院、理髪店、ペットショップ等)

【屋外排水設備】

- ① 排水管の土被りは、宅地内では 20cm 以上、私道内では 60cm 以上。
- ② 排水管の材質は、原則として、地中配管部は硬質塩化ビニール VU 管、露出配管部は硬質塩化ビニール VP 管 (必要に応じて防護、保温措置)。
- ③ 硬質塩化ビニール製ますの直径は、深さ 1.5m までは $\Phi 150$ とし、1.5m を超え 2.0m までは $\Phi 200$ 。
- ④ 大便器排水の合流か所が $\Phi 100$ の排水管の場合は、45 度合流段差付(45YS)を原則とするが、段差付では勾配確保が難しい等の場合は 45 度合流 (45Y) で可。 (要協議)
- ⑤ 雑排水のトラップは、原則、ますトラップとするが、器具トラップを使用する場合は Y ますとし、図面の衛生器具箇所にトラップ記号を表示。
- ⑥ 自在継手は原則的に公共ますの流入部のみに使用可とするが、どうしても上流汚水ますに使用しなければならない場合は、使用する汚水ますと直近汚水ますとの見通しで、管内断面 2/3 以上の視認が確保できれば可。 (要協議)
自在継手を使用する場合は、平面図に使用か所を表示。
- ⑦ 公共ます流入部が深すぎる、公共ます位置が建物基礎部に近接している、公共ます周囲が狭小で塀・コンクリート側溝等の障害物があるなど、公共ます流入口まで掘削不可の場合は、中段に接続 (滝おろし) することを協議。

★公共汚水ます設置申請における注意事項（事例）

① 公共汚水ますは、原則として1宅地につき、1つとなります！

公共下水道区域について、公共汚水ますは1宅地※につき原則1つとなります。市では2個目まで設置工事が可能ですが、2個目が設置できるのは、敷地面積が330㎡を超えていること及び土地や建物の利用形態から2個目が必要と判断した場合は、必ずしも希望すれば2個目が設置されるものではありません。また、農業集落排水区域については、1宅地1個に限ります。

※1宅地：同一者が所有し、又は同一世帯員が所有する土地は、隣接する土地をまとめて1宅地とみなします。（分筆して地番が違っていても、隣接する土地所有者が同一者又は同一世帯員であれば1宅地となります。）

② 工期を確保できないような事案があります！

公共汚水ます設置申請を受理し、決定通知してから設置までは3ヶ月程度かかります。

<申請から完了までの流れ>

申請受理 ⇒ 決定通知 ⇒ 設計 ⇒ 入札 ⇒ 契約 ……約1ヶ月
⇒ 工事開始(工期約60日間) ⇒ 完了 ⇒ 検査

工期確保のためお早めに申請を！

③ 公共汚水ます設置申請書提出時に見積書の提出にご協力をお願いします！

花巻市では公共汚水ますは業務委託にて、設置しております。そのため、花巻市ホームページに公表されている「市営建設工事請負資格者名簿土木一式工事A・B・C」より参考見積りを徴収して頂けると早期発注が可能となるためご協力をお願いします。（参考見積書は、設計の参考にするものであり、契約を確約するものではありません。）

枘設置申請時には見積書の提出にご協力を！

④ 公共汚水ますの有無について現場確認、下水道課と協議をお願いします！

下水道台帳には公共汚水ますがあることになっているが、現場には無いという事例がありました。官民境界でキャップ止めしてある場合もあるため、現場確認をしつつ、下水道課と協議をお願いします。

⑤ 排水設備工期と実際の引渡し日が異なるような事案があります！

申請書内の排水設備工事完了予定日より、実際の住宅の引渡しの方が早く、枘の設置工事を急がなければならぬという事例がありました。枘設置業者とは、契約後すぐに工程を組んでいるため、このような緊急事案には対応しかねます。

公共枘設置工事と住宅工事の工程の調整をお願いします！

★下水道物件設置申請における注意事項（事例）

① 図面の内容不足が散見されます！

下水道物件設置申請では、工事完了後に申請した業者（指定店）立会のもとでの検査が伴います。その際、(1)柵の深さ (2)取付管延長 (3)上流 MH から取出箇所までの延長 (4)オフセット（3点）を検測します。オフセットは、側溝からの垂直距離は含まれません。構造物の点から検測願います。また、完了図面はこれらの項目を必ず表記願います。検査時は柵内に水を流して様子を確認しますので、水の準備をお願いします。

農業集落排水には下水道物件設置はありません。農業集落排水区域内については下水道課と協議願います。

② 検査時の完了図面と現場での誤差が多く見受けられます！

現場で検査を行った際に、完了図面と実際の現場での数値にズレが生じている事例が多く見受けられます。完了届を提出する前に、しっかりと現場確認をお願いします。また、図面の差替えがあった場合は、速やかに修正し、提出願います。

③ 完了検査前に排水設備を公共柵に接続してしまっている事例があります！

下水道物件設置の検査を行う前に、すでに排水設備を公共柵に接続させてしまっている事例があります。公共柵の施工内容に問題があった場合は、工事のやり直しを行っていただく可能性があります。

排水設備の接続は公共柵の完了検査後です！

④ 柵蓋の種類を選び方に注意しましょう！

車両が乗り上げる箇所は、防護蓋の設置が必要となります。特に、分譲地における位置指定道路内等の車が走行する場所において塩ビ製蓋を使用している（排水設備含む）事例が見受けられます。また、公共汚水ます以外に市章蓋が散見されます。宅地内柵に市章蓋を使用しないよう注意願います。

車両が乗り上げる箇所は防護蓋にすること！

※下水道物件の設置完了後には、設置いただいた物件を市に寄付していただく手続き（寄付採納）が必要となります。寄付採納の手続きを失念しないよう、ご注意願います。任意様式になりますが、記載内容等については、別添の記載例をご参照ください。

所定の様式での申請をお願いします。 花巻市HPより、ダウンロードすることができます。

様式第1号 (第6条関係)

花巻市長 様

申請者は「**土地所有者**」になります。

年 月 日

申請者
住所
氏名
電話

印

公共汚水ます設置申請書

公共汚水ますの設置を希望しますので、次のとおり申請します。

公共汚水柵が設置される地番を記載してください。

記

設 置 場 所			
敷 地 面 積	m ²	既設置済ます数	
設 置 理 由			
確 認 申 請 書 提 出 の 有 無			
排 水 設 備 工 事 施 工 者	住 所 又 は 所 在 地		
	氏 名 又 は 名 称		
	指 定 番 号	電 話	
公 共 ます 設 置 希 望 時 期	年 月 日頃まで		
排 水 設 備 工 事 着 工 予 定	年 月 日 から		
排 水 設 備 工 事 完 了 予 定	年 月 日 まで		
受 益 者 負 担 賦 課 状 況	賦 課 済 ・ 賦 課 未 済		
摘 要	公共ます蓋の種類	(塩ビ蓋・鉄蓋)	
	公共ますの深さ	H=	m
	本管からの延長	L=	m
	MHからの距離	L=	m (近接MH)
	舗装の有無	(有・無)	
区画線の有無	(有・無)		
その他補足事項	()		

申請から設置までおよそ3ヶ月ほど要します。余裕をもって申請して下さい。

接続する本管が埋設されている道路の舗装および区画線(白線)の有無について記載して下さい。

・本管からの延長：取付管の延長(m)を記載して下さい。

・MHからの距離：上流MHから取付管を取り出す箇所までの延長(m)を記載して下さい。

公共汚水ますは、1宅地※につき原則1個となります。ただし、1宅地の面積が330m²を超える土地であって、受益者等から2個以上のますの設置希望があり、利用形態から必要と判断した場合は、2個目の公共ますの設置が可能となります。

※1宅地：この場合の1宅地とは、同一所有者が所有し、または同一世帯員が所有する土地は、隣接する土地をまとめて1宅地とみなします。

所定の様式での申請をお願いします。 花巻市HPより、ダウンロードすることができます。

様式第14号（別表第2 関係）

花巻市長

申請者は「**土地所有者**」になります。
様

年 月 日

申請者

住（居）所

又は所在地

氏名又は名称

電話

()

㊦

公共汚水樹が設置される地番を記載してください。

下水道物件設置（変更）許可申請書

公共下水道に物件を設置（変更）したいので、花巻市下水道条例第26条の規定により下記のとおり申請します。

記

設 置 場 所			
設 置 物 件			
設 置 目 的			
設 置 期 間	年 月 日 から		
	年 月 日 まで		
設 置 面 積 及 び 延 長	面 積		m ²
	延 長		m
工 事 施 行 者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
工 事 期 間	年 月 日 から		
	年 月 日 まで		
※ 許 可 年 月 日	年 月 日		
※ 指 令 番 号			
※ 変 更 理 由			
条 件 及 び 指 示 事 項			占用料 円
摘 要			

備考 ※欄は、変更の場合に記入すること。

物件の設置期間になります。
設置期間が限定されない場合は、枠内右側に「完成日から」「存置期間まで」と記入して下さい。

※添付書類

- ①位置図（案内図）
- ②平面図（オフセット図）
- ③公図
- ④要約書

平面図には、設置する公共樹の深さ、蓋種、取付管延長、上流MHから取付管を接続する位置までの距離を図示して下さい。

・延長：設置する物件（管など）の延長になります。（取付管の延長など）

・面積：設置する物件の平面図上の面積になります。

ex) 公共汚水樹設置の場合

A=面積 B=取付管の外径 C=取付管延長 D=公共汚水樹の外径

$$A = B \times (C - D / 2) + (D^2 \times \pi / 4)$$

所定の様式はございません。本書は参考の様式です。

寄 付 採 納 願

令和 年 月 日

花巻市長 上田 東一 様

申請者は「**土地所有者**」になります。

申請者
住 所
氏 名
電話番号

下記の物件を寄付したいので採納願います。

物 件	数 量	備 考

※添付書類

- ・位置図
- ・平面図（公共汚水桝オフセット図）
- ・公図、要約書
- ・見積書
- ・道路占用許可書（写し）

- ・物件：設置する下水道物件の概要を記入して下さい。
（下水道本管 φ200VU 公共汚水桝 φ200 取付管 φ100VU など）
- ・数量：設置する物件の数量を記入して下さい。
- ・備考：設置する物件の詳細を記入して下さい。
（L=5.0m など）

融資あっせんと利子補給

水洗トイレ改造工事や排水設備等工事を行う個人の方に、市が改造資金を融資あっせんします。

●対象となる工事（公共下水道、農業集落排水、浄化槽）

- ・汲み取り便所を水洗トイレに改造する工事
- ・洗面、浴槽の雑排水系統を水洗化する改造工事（排水管に限る）

●融資あっせん額

- ・一戸建住宅は130万円を限度 1 棟
- ・共同住宅は一世帯につき50 万円（300 万円を限度）

●利子の補給

- ・市が全額利子を補助

●融資を受けられる方

- ・市税、下水道受益者負担金、農集排分担金、浄化槽事業分担金を滞納していない方
- ・連帯保証人がいる方（市外の方もOK）

●償還方法

- ・毎月元金均等月賦償還
- ・償還期間最大10 年以内（金融機関との協議による）

●提出書類

- ・水洗便所等改造資金融資あっせん申込書
- ・工事見積書
- ・印鑑証明書（本人および連帯保証人）
- ・所得証明書（本人および連帯保証人）
- ・完納証明書または納税証明書（本人）

●注意事項

- ・排水設備計画の確認を受ける際に必ず提出してください。
- ・排水設備計画の確認を受けた後の申し込みはできません。

私設污水管設置費補助金

排水設備のうち、30メートルを超える管を設置する経費に対して補助します。

●補助対象者

- ・既存住宅、共同住宅及び店舗併用住宅等に私設污水管を新設する方

●補助対象工事（公共下水道、農業集落排水、浄化槽）

- ・私設污水管を新設する工事

●補助対象延長及び補助金額

- ・30メートルを超えた長さに、1メートル当たり4 千円とし、総額は24万円を限度

●提出書類

- ・私設污水管設置費補助金交付申請書
- ・設置場所の見取図および配置図
- ・申請者の納税証明書等、滞納がないことを証明する書類

●注意事項

- ・排水設備工事着工の7日前までに提出してください。
- ・完了後は、実績報告書の提出が必要です。
- ・実績報告書は、「完了日から1ヶ月以内又は3/31のいずれか早い日」までに提出してください。

排水設備設置促進補助金

高齢者、又は子どもがいる世帯が排水設備（水洗化）を設置する経費に対して補助します。

●補助対象者

- ・ 高齢者（65歳以上）及び子ども（18歳未満）がいる世帯で既存住宅に排水設備を新設する方
- ・ 市税、下水道受益者負担金、農集排分担金、浄化槽事業分担金等を滞納していない方

●補助対象工事（公共下水道、農業集落排水、浄化槽）

- ・ 排水設備等の設置工事及び、それに付帯する工事

●補助金額

- ・ 排水設備等設置工事の経費に対し、10万円を限度に補助

●補助期間

- ・ 平成 31 年度から令和 3 年度まで

●提出書類

- ・ 排水設備設置促進事業補助金交付申請書
- ・ 見取図および平面図
- ・ 見積書の写し等、工事費の内容を確認できる書類
- ・ 申請者の納税証明書等、滞納がないことを証明する書類
- ・ 住民票謄本

●注意事項

- ・ 排水設備工事着工の7日前までに提出してください。
- ・ 完了後は、実績報告書の提出が必要です。
- ・ 実績報告書は、「完了日から1ヶ月以内又は3/31のいずれか早い日」までに提出してください。

低地対策ポンプ施設設置費補助金

自然流下により公共污水ますまで汚水を排除できない場合、ポンプ施設を設置する経費に対して補助します。

●補助対象者

- ・ 低地に建物を所有し、ポンプ施設を設置する方
- ・ 市税、下水道受益者負担金、農集排分担金を滞納していない方

●補助対象工事（公共下水道、農業集落排水）

- ・ ポンプ施設を新設又は、10年以上経過した既存ポンプ施設を更新する工事

●補助金額

- ・ ポンプ施設設置経費の10分の7以内で、60万円を限度に補助

●提出書類

- ・ 低地対策ポンプ施設設置費補助金交付申請書
- ・ ポンプ施設設置工事計画（実績）書
- ・ ポンプ施設設置工事収支予算（精算）書
- ・ 見積書の写し等、工事費の内容を確認できる書類
- ・ 申請者の納税証明書等、滞納がないことを証明する書類
- ・ 工事施工関係図面（位置図、平面図、縦断図）、ポンプ仕様書

●注意事項

- ・ ポンプ施設設置工事着手前に提出してください。

●注意事項（水洗化支援制度全般）

- ・ 決定通知書に記載の条件に違反し、決定を取り消した事例がありましたので、決定通知書に記載の条件を十分に確認してください。
- ・ 各種支援制度（私設污水管設置費補助金を除く）ごとに補助対象工事費を確認できる見積書を作成してください。

⇒

浄化槽に関する補助金交付制度について

花巻市建設部下水道課

もくじ

1. 浄化槽補助金概要
2. 浄化槽設置整備事業補助金
3. 浄化槽維持管理補助金

項目対応資料一覧

1. 浄化槽補助金概要
→個人設置型による浄化槽整備への支援制度
2. 浄化槽設置整備事業補助金
→浄化槽設置整備事業補助金手続き 注意事項
3. 浄化槽維持管理補助金
→浄化槽維持管理費補助金説明資料

個人設置型による浄化槽整備への支援制度

花巻市浄化槽設置整備事業補助金

■ 浄化槽の設置に要する費用の9割を市が補助する制度

● 補助対象者

- 公共下水道、農業集落排水等による汚水処理区域以外の地域において、
 - ・ 新築又は既存の住宅に10人槽以下の浄化槽を適正に設置する方
 - ・ 居住している借家に10人槽以下の浄化槽を適正に設置する方
(大家さんから承諾が必要となります。)
 - ・ 居住している共同住宅に浄化槽を適正に設置する方
 - ・ 事務所等に浄化槽を適正に設置する方

● 補助内容

- 補助金額
設置費用の10分の9に相当する額以内
- 限度額

5人槽	総額で	792千円
7人槽	総額で	992千円
10人槽	総額で	1,323千円

※10人槽を超過する場合は、設置費用の10分の5に相当する額以内

● 申請書類

- 浄化槽設置整備事業補助金交付申請書
- 浄化槽設置整備事業計画書
- 添付資料
- ① 浄化槽の設置の届出に係る浄化槽設置届出適合通知書及び浄化槽設置届出内容適合通知書の写し又は建築等に関する確認の申請に係る確認済証の写し
- ② 設置場所の位置図、見取図及び配置図
- ③ 建築物の平面図及び延べ面積計算書
- ④ 屋内外排水管の平面図及び屋外排水管の縦断面図
- ⑤ 浄化槽の構造図及び標準施工図
- ⑥ 浄化槽の設置に要する費用を記載した見積書等の写し
- ⑦ 浄化槽工事に係る請負契約書の写し及び浄化槽工事を实地に監督する者が交付を受けた浄化槽設備士免状（昭和63年3月31日以前に浄化槽設備士免状の交付を受けた者にとっては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書を含む）の写し
- ⑧ 浄化槽票
- ⑨ 処理対象人員算定表及び処理水量算定書

- ⑩ 構造方法等及び型式に関する認定書の写し
- ⑪ 型式に関する型式適合認定書の写し（別添仕様書及び図面を含む）
- ⑫ 国庫補助指針に関する登録証の写し（処理対象人員が10人以下の場合）
- ⑬ 国庫補助指針に関する登録浄化槽管理票（C票）（処理対象人員が10人以下の場合）
- ⑭ 浄化槽機能保証制度に関する保証登録証（市町村用）（当該制度に登録した場合）
- ⑮ 放流に関する許可書等の写し（放流先となる水路等の所有者、管理者その他の者が権原を有する者からの許可若しくは同意又はその者との協議その他の手続が必要となる場合）
- ⑯ 納税証明書その他市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないことを証する書類（市内に住所地を有している場合）

花巻市浄化槽維持管理費補助金・花巻市浄化槽撤去費補助金

■浄化槽の維持管理と撤去に要する費用の一部を市が補助する制度です。

※市で維持管理している浄化槽は対象外です。維持管理補助金を受けたい場合、市から浄化槽の譲渡を受ける必要があります。また、設置から10年以上経過している場合は無償で譲渡を受けることができます。

●補助対象者

- 公共下水道、農業集落排水等による汚水処理区域以外の地域において、専用住宅または店舗併用住宅で10人槽以下の浄化槽を維持管理している方
- 市税等を滞納していない方

●補助要件

- 浄化槽の管理者が個人であること
- 適正に維持管理が行われていること
- 現状と同じ人槽の浄化槽へ更新するための撤去であること

●申請書類

〔維持管理費〕

- 浄化槽維持管理費補助金交付申請書兼請求書
- 添付資料
 - ①保守点検契約書の写し
 - ②保守点検記録票（1年間分）の写し
 - ③清掃の記録の写し
 - ④法定検査結果書の写し
 - ⑤保守点検の請求書の写し
 - ⑥清掃業務の請求書の写し
 - ⑦納税証明書（市税及び国民健康保険税の滞納がないことを証明する書類）

●補助内容

〔維持管理費〕

- 補助金額
一律10千円（1年当り）

〔撤去費〕

- 補助金額
撤去費用の2分の1に相当する額以内
- 限度額
総額で250千円

〔撤去費〕

- 浄化槽撤去費補助金交付申請書
- 添付する物
 - ①浄化槽の撤去に要する費用を記載した見積書等の写し
 - ②浄化槽の保守点検の記録の写し（過去3年分）
 - ③浄化槽の清掃の記録の写し（過去3年分）
 - ④法定検査結果書の写し（過去3年分）
 - ⑤納税証明書その他市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないことを証する書類

浄化槽の維持管理に関する適正化対策

- ・ 花巻市浄化槽の設置及び維持管理に関する条例 [平成30年12月6日条例第48号]
- ・ 花巻市浄化槽の設置及び維持管理に関する条例施行規則 [平成30年12月6日規則第45号]

■ 浄化槽法に基づいて市が指導等を行い、維持管理の適正化を図ります。

- 適正な維持管理が実施されていない場合は、浄化槽管理者や保守点検業者などに対して市が指導等を行います。
- 市からの指導等に伴う改善措置が行われず、浄化槽からの悪臭や濁水の流出などにより著しく公衆衛生を害すると判断される場合は、浄化槽管理者に代わって市が改善措置を実施します。（改善措置の実施に要する費用は浄化槽管理者の負担となります）

15

市が維持管理を行っている浄化槽の取扱い

■ 公共浄化槽（市設置型）により整備された浄化槽

- 設置から10年以上経過した浄化槽において、個人での維持管理を希望される場合は、使用者等へ無償で譲与することができます。

■ 市に寄付をした浄化槽

- 個人での維持管理を希望される場合は、寄付をした方等へ引渡しすることができます。

花巻市浄化槽設置整備事業補助金手続き

注意事項

1. 申請

- ・ 申請人槽の確認（ただし書き適用条件の確認）

既存住宅で補助金を利用し、7人槽浄化槽を新たに設置しようとする場合、ただし書き適用条件確認が必要となります。ただし書き適用条件が利用可能な場合は7人槽分の補助金申請であっても5人槽分の補助金が支給される場合があります。

- ・ 確認には“浄化槽処理対象人員算定調書”を利用してください。

（令和2年度より花巻市ホームページに掲載予定）

- ・ 申請書類

浄化槽設置整備事業補助金交付申請書に記載された書類を添付して申請を行う。

- （7）浄化槽の設置に要する費用を記載した見積書等の写し

全体金額のみでなく、工事内容の分かる内訳明細書等をつけること。

- （15）浄化槽機能保証制度に関する保証登録証（市町村用）

当該制度に登録していない場合は不要。

- （17）納税証明書その他市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないことを証する書類（市内に住所地を有している場合）

市在住でない場合は不要。

条件が当てはまる場合は以下の書類も必ず添付すること。

○浄化槽処理対象人員算定調書

申請浄化槽が既存住宅に設置するただし書き適用条件を利用した5人槽、利用しない7人槽、利用できない7人槽の時に必ず添付すること。

○債権者登録申請書

補助金の支払いは原則口座振込となるので、振込先の口座情報が花巻市に登録されていない場合は、申請書と合わせて、債権者登録申請書も必ず提出すること。

2. 浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

- ・ 申請書類、内容に問題がなければ1週間程度で決定通知書が発行される。
- ・ 申請業者へ電話等で連絡が来るので、通知書受け取りに行くこと。

3. 浄化槽設置工事

- ・ 「花巻市浄化槽の設置及び維持管理に関する条例施行規則第3条・第4条（別紙参照）」及び、「浄化槽法第4条第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準」に基づいて工事を行うこと。
- ・ 労働安全衛生法を遵守し、工事中の安全を確保すること。

- ・コンクリートは、所要の強度になるように適切な養生期間をとること。
- ・立会について

令和2年度からは完了検査のみ、立会確認するものとします。また、縄張り確認、漏水検査については完了検査時に書類で確認するものとします。

※工事看板のご協力をお願い

浄化槽設置整備事業補助金について市民の方へ広く知っていただくため工事の際、工事看板を立てていただくよう、お願いいたします。(人目のつく位置)

4. 申請内容に変更が生じた場合

- ・事前に下水道課へ協議のうえ、浄化槽設置整備事業変更(中止・廃止)承認申請書(変更が生じた日から15日以内)を提出すること。
- ・浄化槽設置整備事業変更(中止・廃止)承認申請書に添付する書類は変更内容に関するものを添付すること。

変更内容

添付書類

(例1) 浄化槽設置位置

図面一式

(例2) 工事期間

日付に関連する書類(計画書、契約書等)

5. 浄化槽設置整備事業補助金交付請求書の提出

- ・工事完了後、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書を提出すること。立会完了確認を行う場合は立会後に提出すること。(立会前に事前提出する場合は日付を入れず、立会完了確認後に記入する。)
- ・浄化槽設置整備事業補助金交付請求書の住所は住所変更を行っていない場合は、申請時の住所と合わせること。
- ・提出書類

○施工状況確認表(チェックシート)

任意のものを使用してよい。参考:施工状況確認表(例)

○施工状況写真

工事着工前、完了後を撮影すること。その際、浄化槽整備士と浄化槽工事業者標識を中心に工事を行う場所の周辺状況(地面・家屋等)撮影すること

各工程・状況確認がわかるように、必要に応じて複数枚撮影すること。**施工状況確認表(例)**で赤字にしている部分を確認できる写真を必ず載せること。

浄化槽処理対象人員算定調書

作成日

年	月	日
令和	年	月 日

浄化槽設置者に関する事項

住 所	氏 名

住宅に関する事項

処理対象住宅		浴室／台所		居住人員			自家用水道
建築区分	延べ面積	浴室数	台所数	現在定住	増加予定	計	

浄化槽等に関する事項

浄化槽 設置区分	日平均 水道使用量

(過去1年間)

維持管理 状況

(過去3年間)

浄化槽規模判定

浄化槽規模判定

浄化槽処理対象人員算定調書

作成日

作成日を記入

年 月 日
令和 01 年 10 月 10 日

入力した内容により、不要となる項目は自動で消去されます。

浄化槽設置者に関する事項

設置者の住所を記入

設置者の氏名を記入

住 所	氏 名
花巻市花城町9-30	花巻 太郎

「新築住宅」「既存住宅〔転住〕」「既存住宅〔現住〕」のいずれかを選択

「浴室」と「台所」の箇所数を記入

「使用あり」「使用なし」のどちらかを選択

「延べ面積」を記入

「現在の居住人数」と「将来の増加人数」を記入

処理対象住宅		浴室／台所		居住人員			自家用水道
建築区分	延べ面積	浴室数	台所数	現在定住	増加予定	計	
既存住宅	165.29㎡	1箇所	1箇所	2人	3人	5人	使用なし

「新設」「更新」のどちらかを選択

過去1年間の「日平均水道使用量」を記入

「適正」「不適正」のどちらかを選択

浄化槽設置区分	日平均水道使用量
更新	4270／日

(過去1年間)

維持管理状況
適正

(過去3年間)

「浄化槽規模判定」の結果
〔ただし書要件の対象外〕

「設置する浄化槽」を選択
〔ただし書要件の対象〕

浄化槽規模判定
標準処理型7人槽

標準処理型7人槽
標準処理型5人槽

どちらかを選択

浄化槽性能選択
標準処理型5人槽

債権者登録申請書（個人用）

新規	変更 追加	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">相手方番号</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">住所・TEL・口座情報・その他</td> </tr> </table>	相手方番号		住所・TEL・口座情報・その他		課(機関)名: _____
相手方番号							
住所・TEL・口座情報・その他							
			担当者: _____				
			内線: ()				

◆ 住所・氏名

※変更または追加する箇所を○で囲んでください

氏名	フリガナ	生年月日				宛番号※2		
		M T S H						
住所 ※1	〒	個人番号※3				TEL		
支払案内送付先※4 (上記住所と異なる場合のみ記入)		〒	住所					

◆ 振込口座

指定 口座	金融機関名				銀行コード				支店名			支店コード				
	銀行 農協 信金 労金								本店 支店							
	口座番号								口座名義 (カタカナで記入してください)							
	普通 当座															

◇ 会計課処理欄

新規	変更	追加	削除	相手方番号				個人番号処理 システム 一覧		処理欄		受付印	
住所 TEL 口座 個人番号 その他 ()													

債権者登録申請書（個人用） 記入例

新規	変更 追加	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">相手方番号</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">住所・TEL・口座情報・その他</td> </tr> </table>	相手方番号		住所・TEL・口座情報・その他		課(機関)名: _____
相手方番号							
住所・TEL・口座情報・その他							
			担当者: _____				
			内線: ()				

◆ 住所・氏名

※変更または追加する箇所を○で囲んでください

氏名	フリガナ ハナマキ タロウ	生年月日				宛番号※2		
	花巻 太郎	M T S H	55.2.3					
住所 ※1	〒 025-8601	個人番号※3				TEL		
	花巻市花城町9番30号		0198-24-2111					
支払案内送付先※4 (上記住所と異なる場合のみ記入)		〒	住所					

◆ 振込口座

指定 口座	金融機関名				銀行コード				支店名			支店コード				
	花巻 銀行 農協 信金 労金				1 1 1 1				花城町 支店			1 1 1				
	口座番号								口座名義 (カタカナで記入してください)							
	普通 当座															

◇ 会計課処理欄

新規	変更	追加	削除	相手方番号				個人番号処理 システム 一覧		処理欄		受付印	
住所 TEL 口座 個人番号 その他 ()													

債権者登録申請書（団体用）

新規	変更 追加	➔	相手方番号	法人名・代表者名・住所 TEL・FAX・口座情報・その他
----	----------	---	-------	---------------------------------

課(機関)名： _____
 担当者： _____
 内線： ()

※変更または追加する箇所を○で囲んでください

◆ 団体等名・代表者氏名

団体等名	フリガナ			
	※1			
代表者名	役職等名称	フリガナ	法人番号※2	
		氏名		

◆ 所在地

＜電話番号の一部を相手方番号として登録しますので、必ず記入してください※3＞

住所	〒		TEL	
			FAX	

★支払案内送付先 ※上記住所と異なる場合のみ記入してください

住所	〒		※支払案内票の受取り方法を ○で囲んでください はがき ・ FAX
	※4	(宛名)	

◆ 振込口座

＜口座名義はカタカナで、最後まで必ず記入してください※5＞

指定口座	金融機関名				銀行コード				支店名				支店コード			
	銀行 農協								本店							
	信金 労金								支店							
	口座番号								口座名義 (カタカナで記入してください)							
普通 当座																

◆ 前金払口座 (必要な場合のみ記入してください)

指定口座	金融機関名				銀行コード				支店名				支店コード			
	銀行 農協								本店							
	信金 労金								支店							
	口座番号								口座名義 (カタカナで記入してください)							
普通 当座																

◇ 会計課処理欄

新規	変更	追加	削除	相手方番号	法人番号処理		処理欄		受付印
					システム	一覧			
法人名 代表者 住所 口座情報									
TEL FAX その他 ()									

債権者登録申請書（団体用）

新規	変更 追加	相手方番号	21-12345678-00
		法人名・代表者名・住所	
TEL・FAX・口座情報・その他			

※変更または追加する箇所を○で囲んでください

課(機関)名： 会計課
 担当者： 佐々木
 内線： (251)

◆ 団体等名・代表者氏名

団体等名	フリガナ	ハナマキカイケイキョウギカイ		
	※1	花巻会計協議会		
代表者名	役職等名称	フリガナ	ハナマキ タロウ	法人番号※2
	会長	氏名	花巻 太郎	1234567890123

◆ 所在地

<電話番号の一部を相手方番号として登録しますので、必ず記入してください※3>

住所	〒	028-1234	TEL	0198-24-2111
	花巻市花城町9番30号		FAX	0198-24-2142

★支払案内送付先 ※上記住所と異なる場合のみ記入してください

住所	〒		※支払案内票の受取り方法を○で囲んでください はがき ・ FAX
	※4	(宛名)	

◆ 振込口座

<口座名義はカタカナで、最後まで必ず記入してください※5>

指定口座	金融機関名		銀行コード				支店名		支店コード		
	花巻 銀行 農協 信金 労金		1	1	1	1	花城町 本店 支店		1	1	1
	口座番号		口座名義 (カタカナで記入してください)								
	普通 当座	1	2	3	4	5	6	7	ハナマキカイケイキョウギカイ カイチヨウ ハナマキタロウ		

◆ 前金払口座 (必要な場合のみ記入してください)

指定口座	金融機関名		銀行コード				支店名		支店コード		
	銀行 農協 信金 労金						本店 支店				
	口座番号		口座名義 (カタカナで記入してください)								
	普通 当座										

◇ 会計課処理欄

新規	変更	追加	削除	相手方番号	法人番号処理		処理欄	受付印
					システム	一覧		
法人名 代表者 住所 口座情報				TEL FAX その他 ()				

浄化槽工事看板（例）

補助金 を活用して工事を行っています。

（個人で設置した浄化槽工事費の **9割** を **花巻市が補助**）

浄化槽 の設置を行っています。

工期：令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

施工者 〇〇〇〇〇

電話 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

浄化槽設備士 〇〇〇〇〇

別紙

花巻市浄化槽の設置及び維持管理に関する条例施行規則 抜粋

平成30年12月6日規則第45号

(設置場所に関する基準)

第3条 条例第5条第4項の規定による浄化槽の設置場所に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽の維持管理に支障のない場所であること。
- (2) 浄化槽が雨水等により冠水しない場所であること。
- (3) 浄化槽に建築物又は構造物等からの落雪がない場所であること。
- (4) 浄化槽の上部を車両通路若しくは駐車場等として利用する場所又は浄化槽に建築物若しくは構造物等からの偏荷重を受ける場所に設置する場合には、浄化槽の損傷又は沈下を防止するための特殊工事、補強工事その他必要な措置を講じること。
- (5) その他浄化槽の機能を正常に維持するために適した場所であること。

(放流水の放流先に関する基準)

第4条 条例第4条第5項の規定による浄化槽からの放流水の放流先に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 流路こう配及び流断面が適当な水路等であること。
 - (2) 放流先となる水路等の所有者、管理者その他の者で権原を有する者からの許可若しくは同意又はその者との協議その他の手続が必要なときは、事前にその手続等が行われていること。
 - (3) その他生活環境の保全及び公衆衛生上において支障がないと認められる水路等であること。
- 2 前項各号で規定する水路等が確保できない場合において、浄化槽からの放流水を地下浸透その他の方法により処理しようとするときは、事前に市長と協議を行うものとする。
-

参考：浄化槽工事施工状況確認表（例）

		確認項目	確認日
着 工 前	1. 設置場所の確認	設置届の設置場所と同じか。	/
		浄化槽の維持管理に支障のない場所であるか。	/
		浄化槽が雨水等により冠水しない場所であるか。	/
		浄化槽に建築物又は構造物等からの落雪がない場所であるか。	/
		建築物の基礎から45度以内に浄化槽が入っていないか。なお、入っている場合、擁壁等設けているか。	/
	3. 放流先の確認	流路こう配及び流断面が適当な水路等であるか。	/
		放流先となる水路等の所有者、管理者その他の者で権原を有する者からの許可若しくは同意又はその者との協議その他の手続が必要なときは、事前にその手続等が行われているか。	/
		その他生活環境の保全及び公衆衛生上において支障がないと認められる水路等であるか。	/
中 間	1. 流入・放流経路の確認	設置届の排系統図と同じか。	/
	2. 種類及び処理対象人員の確認	設置届の浄化槽の種類及び処理対象人数と同じか。 (型式認定番号(型01Cad...、5-15-O-O〇〇等)も確認すること)	/
	3. 地盤改良工事(割栗業)の確認	設置届の図面及び仕様と同じか。なお、掘削後に軟弱地盤と判明した場合、適切な工事を行ったか。	/
	4. 捨て(均し)コンクリートの確認	十分な高さ調整がおこなわれているか。	/
	5. 基礎コンクリートの確認	設置届の図面(縦、横、高さ)と同じか。	/
	6. 漏水の確認	水張り後、24時間経過後の状況を確認したか。	/
	7. 埋戻し土の確認	良質な土(山砂等)で埋戻したか。	/
	8. 水締め、転圧の確認	埋戻し時に空隙が生じないように行ったか。	/
	9. 駐車場仕様、擁壁設置仕様等の確認	浄化槽の上部を車両通路若しくは駐車場等として利用する場所又は浄化槽に建築物若しくは構造物等からの偏荷重を受ける場所に設置する場合において、浄化槽の損傷又は沈下を防止するための特殊工事、補強工事その他必要な措置を講じているか。	/
	10. 地下埋設物の状況	地下埋設物(ガス管、水道管等)に損傷をあたえていないか。	/
	11. 地下水の状況	地下水は高くないか。なお、高い場合には、浄化槽の浮上防止策が講じられているか。	/
	12. 浄化槽本体の水平の状況	浄化槽本体の縦、横の水平状況を確認すること。	/

確認項目		確認日	
完了	1. 流入・放流管渠の勾配	設置届の配管勾配図と同じか。	/
	2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切。逆流のおそれはないか。	/
	3. 誤接合等の有無	生活排水は全て接続されているか。	/
		特殊な排水は流入していないか。(給湯器、エアコン等)	/
	4. 流入・放流管渠及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。岩盤等で掘削できない場合で管が露出する場合には適切な保護等がなされているか。	/
	5. 嵩上げ状況	嵩上げ30cm以内かつ維持管理を容易できる高さ以内となっているか。(30cm以内でもバルブ操作等に難がある場合には、適切な高さとする。)	/
	6. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	コンクリートスラブは打設されているか。	/
		浄化槽の清掃、水張等が行える水道設備が整備されているか。	/
	7. ろ材、接触材・担体等の変形、破損、固定の状況	異常がないか確認。	/
	8. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送・循環装置の変形、破損、固定、稼働の状況	空気の出方、水流に片寄りはないか。タイマーによる逆洗の場合には、仕様書通りの設定になっているか。循環装置は使用人数(または処理対象人員)に合った水量に調整しているか。	/
	9. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	異常がないか確認。薬剤筒に傾きはないか。	/
10. ポンプ設備(流入・放流ポンプ)の設備及び稼働の状況	ポンプ槽に変形、破損、固定及び漏水はないか。	/	
	ポンプは2台以上設置されているか。	/	
	ポンプは設計通りの能力があるものが設置されている。	/	
	ポンプの取り外しが可能か。	/	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	/	
11. ブロワ(送風機)の設置及び稼働の状況	防振対策はなされているか。	/	
	GLより10cm以上の架台が設けられているか。	/	
	アースが必要なブロワでアース工事がされているか。	/	
	漏電のおそれはないか。	/	
上記のとおり確認したことを証します。 令和 年 月 日 担当浄化槽設備士の氏名 印 (浄化槽設備士免状の交付番号:)			

浄化槽維持管理費補助金

この補助金は、平成31年4月1日から施行された制度であり、個人で業者と契約し、浄化槽を維持管理している方へ費用の一部を補助するというものです。この制度を利用するためにはいくつか条件が必要となります。

<補助対象条件>

- ①個人が直接業者と契約して浄化槽の維持管理を行っていること。
- ②お住まいの地域が公共下水道及び農業集落排水の処理区域外であること。
- ③年3回以上の保守点検を実施していること。
- ④年1回浄化槽の清掃を行っていること。
- ⑤浄化槽検査センターによる法定検査を受けていること。

これらの条件に該当する方に、年間10,000円の補助金を交付します。

この補助金を申請するにあたっては、申請書とともに以下の書類を添付していただく必要があります。

- ①保守点検契約書の写し
- ②保守点検記録票（1年間分）の写し
- ③清掃の記録の写し
- ④法定検査結果書の写し
- ⑤保守点検の請求書の写し
- ⑥清掃業務の請求書の写し
- ⑦納税証明書（市税及び国民健康保険税の滞納がないことを証明する書類）

また、これらの記録の写しについては、保守点検を契約または更新されたものが対象となり、以降、1年間適切に維持管理をされた方に対して補助金を交付するというものになります。



※通常、保守点検契約は1年契約で自動更新となっています。契約書が見つからない場合は、保守点検業者にお問い合わせください。

※補助金申請書については、花巻市ホームページよりダウンロードすることが可能です。また、下水道課窓口でもお渡しすることができます。

※支払予定日は、申請翌々月中旬頃の予定です。

○責任技術者の変更（新規・継続・削除）に伴う「排水設備工事指定店異動届」の提出について

責任技術者の変更による「排水設備工事指定店異動届」の提出にあたっては下記の記載例を参考をお願いします。

記 載 例

様式第7号（第9条関係）

令和○年○月○日

花巻市長 様

申請者 住所又は所在地 花巻市花城町○○-○
氏名又は名称 株式会社○○□□
代表取締役 ○○△△ 印
電 話 □□□□-□□-□□□□

排水設備工事指定店異動届

排水設備工事指定店の内容に異動があったので、次のとおり提出します。

所在地	花巻市花城町○○-○		
名称	株式会社○○□□		
代表者氏名	代表取締役 ○○△△		
指定番号	第○○○号		
異動事項	異動前	異動後	異動年月日
責任技術者の 更新	花巻 太郎 ※生年月日は不要	花巻 太郎	2020. 4. 1～ ※有効期間の最初の日
責任技術者の 追加	空欄	大迫 次郎	2020. 3. 1 ※雇用した日
責任技術者の 削除	東和 三郎	空欄	2020. 3. 31 ※退職の日

◎添付書類について

- 1 「更新」は責任技術者証の写し
- 2 「追加」は「責任技術者証(写し)」及び「雇用関係に関する様式」「健康保険証」、「雇用保険証」は添付不要。